

自転車側に 「一時停止」

『一時停止』の標識

相手は、「停まらないかもしれない」、『徐行』しましょう

一時停止しないことほど、恐ろしいことはない

タイヤが止まって、はじめて「一時停止」

一時停止、停まらず、動きながらの確認は厳禁

午後6時 信号のない交差点 自転車側に、「一時停止」 乗用車と自転車が衝突

自転車に乗っていた77歳の女性が重体

2025/7/21（月）

20日の午後6時ごろ、静岡県の信号機のない交差点で、自転車と乗用車が衝突する事故がありました。

自転車に乗っていた女性（77）は東に、乗用車は南に進んでいたということです。

自転車に乗っていた女性が頭を強く打ち、意識不明の重体です。

警察によりますと交差点は車側が優先道路で、自転車側には一時停止の標識があったということです。